

# 海南市ものづくり創造支援事業補助金交付要綱

平成 17 年 12 月 28 日

告示第 265 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、本市地域産業の振興と発展を図るため、市内の中小企業者等が行う新技術、新製品又は新商品の開発等に対し、予算の範囲内でものづくり創造支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、海南市補助金等交付規則（平成 17 年海南市規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者、複数の中小企業者からなるグループ及び中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する協同組合をいう。
- (2) 地域産業 地元資本により、地域の経営資源（原材料、技術、労働力等）を活用して製品を生産し、地域外にも販売先を求める産業をいう。

(補助金の交付の対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は次のとおりとする。

- (1) ものづくり事業 次のいずれかに該当する事業
  - ア 新素材又は新技術を活用し、新商品を研究開発する事業
  - イ 既存の技術・技法等を活用し、従来にない商品又は従来品に比べ著しく優れた機能等を有する商品を研究開発する事業（機能の改善等を伴わず商品等のデザインのみを新たに作る事業を除く）
  - ウ 上記ア、イを達成するための手段として行うマーケティング、デザインング、販路開拓等の事業
- (2) 知的財産権取得事業  
自ら開発した新技術又は新製品等において、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権）を取得するために出願及び審査請求を行う事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 地域産業を主要業種とする事業所であること
- (2) 主たる事業所が市内に所在すること
- (3) 申請日の属する年度の前年度までの市税を完納していること
- (4) 補助対象となる事業について、国、県又はその他の団体から補助金等の交付を受けていないこと

(補助金の交付の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業について、別表に掲げる補助対象経費のうち市長が必要と認める経費とする。

(補助金額及び補助率等)

第6条 前条の補助対象経費に対する補助金額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる補助率等により算定した額とする。この場合において、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

事業区分	補助率等
ものづくり事業	補助率 2分の1以内 限度額 1企業につき100万円
知的財産権取得事業	補助率 2分の1以内 限度額 1企業につき10万円

(交付申請等)

第7条 規則第4条第1項の交付申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 同意書
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条で規定する補助対象事業の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に関し、必要があると認めるときは、当該申請に係るものづくり事業について、学識経験を有する者等から意見を聴いた上で補助金を交付するか否かを決定

する。

(交付条件)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助対象事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助対象事業に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更の承認)

第10条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書に第7条各号に規定する書類（第3号の同意書は除く。）を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項のただし書に規定する軽微な変更とは、事業実施に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更をいう。

(実績報告書の添付書類)

第11条 補助対象事業が完了した際は、速やかに、規則第12条第1号に規定する実績報告書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(様式)

第12条 この告示の施行に当たって必要となる様式は、別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(海南省新商品開発補助金交付要綱の廃止)

海南省新商品開発補助金交付要綱（平成 17 年海南省告示第 243 号）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 6 月 12 日告示第 138 号）

この告示は、公布の日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 50 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 22 日告示第 176 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費一覧（ものづくり事業）

経費区分	内容
原材料費	新商品の構成部分又は試作、試験等の実施に直接使用する原料、材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置費・工具器具費	新商品の研究開発に必要な機械装置、工具器具類の製造、改造、購入又は借用に要する経費 ※ 機械装置等の借用期間が補助対象期間を超える場合は、按分し補助対象期間分のみを対象とする。
外注加工費・委託費	事業を行うために必要なデザイン、設計、加工等の作業で、補助対象者が直接実施することができないものに要する経費 ※ 公設試験研究機関の手数料を含む。
調査研究費	事業を行うために必要な調査、研究、試験分析に要する経費 ※ 専門業者への委託経費、公設試験研究機関の手数料を含む。
報償費	大学、公設試験機関若しくは他企業等の専門家又はコンサルタントによる技術的な検討又は指導を受ける場合に要する謝金等
旅費	新商品の開発及び販路開拓等に必要と認められる旅費、又は専門家に支給する旅費
広告宣伝費	新商品の販路開拓のために行うパンフレット等（総合カタログを除く）の作成、見本市・展示会への出展小間料及び新商品に係るホームページの作成に要する経費
その他	市長が特に必要と認める経費

※注意事項

以下の経費は補助対象外とする。

- （1）量産化を目的とした経費
- （2）汎用性が極めて高く、かつ主要な使用目的が新商品開発のためであると認定することができない機械装置等の購入に係る経費
- （3）事務用品、事務用備品（パソコン、コピー機等）、ソフトウェアに係る経費
- （4）第三者が所有する知的財産権その他の権利の使用又は購入に係る経費
- （5）見本市に係る出展小間料以外の経費（装飾費、運送費等）。なお、海南市特産見本市

出展補助金交付要綱（平成 19 年海南市告示第 46 号）に定める補助金を受けることができる場合は出展小間料も補助対象外とする。

(6) ネットショップへの出店料及びオンラインショッピング機能を有するサイトの構築に係る経費

補助対象経費一覧（知的財産権取得事業）

経費区分	内容
特許庁へ支払う手数料等	産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権に限る)の出願に係る 出願料 特許権の審査請求手数料 実用新案権の技術評価請求手数料 電子化手数料 ※ 特許料及び登録料は補助対象経費外とする。
弁理士等費用	産業財産権を取得するための出願及び審査請求に係る弁理士等 の代理人に要する費用 ※ 図面作成料を含む。